

平成23年9月15日

【宇賀代表】 定刻になりましたので会議を始めます。

本日の審査の進行等につきましては、省令第23条の規定に基づきまして代表自治紛争処理委員である私が行うこととします。

本日の審査は参考人として農林水産省の担当者から口頭で陳述していただくこととしており、この陳述に関しましては公開で行うことといたします。また、審査の進め方ですが、農林水産省から口頭陳述していただき、陳述の後、私ども委員のほうから参考人に対して質問をさせていただきます。その後に、両当事者から参考人に対して質問等があれば伺うことといたします。

それでは、早速、農林水産省の方、陳述をお願いいたします。

【農林水産省】 おはようございます。農林水産省農村振興局農村計画課で農業振興地域制度を担当しております室賀と申します。よろしくをお願いいたします。座らせていただきます。

本日お配りさせていただいている資料でございますけれども、1点目は農業振興地域の整備に関する法律の3段表でございます。これにつきましては法律・政令・省令と、これが3段になったものでございます。それともう一つは農振制度に関しますガイドラインというものでございます。技術的助言ということで、制度の円滑な運用をしていただくために発出しているものでございます。そうしましたら、私のほうからまず先にいただいております特に陳述等を求めようとする事項ということでいただいておりますので、それに沿ってということでご説明をさせていただきます。

その前に、農振法の先ほどの3段表のほうをごらんいただきたいと思うんですけれども、「農業振興地域の整備に関する法律」ということでございまして、まず1ページ目に目的、それから、地域の整備の原則等につきまして記載させていただいているところでございますが、本制度の目的等につきましては、ここにございますように「農業の健全な発展を図るとともに、国土の資源の合理的な利用に寄与する」ということでございます。その中で特に農振整備計画、市町村で定めていただいております農振整備計画の策定に当たります考え方といたしまして、2条のところその原則が書かれております。後段のほうになり

ますけれども、「国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意」して、我が国の主要な農業地域といったものを保全する、形成する、そういった中で必要な農業に関する投資をしていくということでございます。

全体の法律の構成でございますけれども、1つは次のページで3条の2ということでございまして、これは国がこの法律に基づきまして確保すべき農地、特に優良農地の面積の目標等の確保に関する事項というものを指針として定めてございます。この指針に基づきまして、4条になりますけれども、都道府県が農業振興地域整備基本方針というものを定めております。これにつきましては2項でございますけれども、先ほどの国の指針との関係でございます。これに基づきということで整合性をとって、各都道府県の確保すべき農用地等の面積の目標に関します事項ということを定め、その目標の達成に資する各種の施策に関します事項について定めてございます。

これに基づいて今度8条のほうにまいりますけれども、6ページをごらんいただきたいと思えます。都道府県が先ほどの基本方針に沿って、農業振興地域を指定いたしますけれども、この中で各市町村が農業振興地域の整備計画というものを定めていただいているということでございます。2項のところでは農用地区域に関します事項、それから、各種の農業生産基盤整備を含めました施策についてのマスタープランに当たるところでございますけれども、事項を定めていくということになります。この整備計画に関します基準というものが、次のページを見ていただきますと8ページでございますが、第10条といったところがございます。

まず、農用地利用計画、農用地区域を定める計画ですがそれを含めた農振整備計画につきましては、先ほどございました都道府県の農業振興地域整備基本方針に適合するという形で定めていただく形になってございます。また、3項でございますが、農用地区域に含めるべき土地ということございまして、それが3項の1号～5号まで記載させていただいております。特に集団的に存在する農用地、これは効率的な農業生産ができるという規模で、10ヘクタール以上の規模の集団性を持つ農地につきましては、含めるべき土地ということで位置づけをしてございます。

それから、もう1点、2号のところでございますけれども、土地改良事業等によりまして、農業用排水施設の整備等を行っております事業の受益地、これにつきましては生産性の高い農業生産ができる農地ということございまして、農用地区域に含めるべき土地というような位置づけをしてございます。この2つは全国統一的に確保すべき農用地とし

て位置づけをしてございます。それから、3号・4号につきましては、こういった含めるべき農地につきまして、保全利用するために必要な施設なり農業用施設といったものについて位置づけをしてございまして、5号のところでも市町村が地域の農業振興を図る上で特に野菜の生産振興なり、果樹の生産振興なり、そういった地域の農業振興を図るために必要な地域につきまして、農用地区域に含めるべき土地ということにしております。

今の10条3項にかかわる事項につきましては、農用地区域に含めるべき土地になってございますが、一方で17ページですけれども、13条というところがございます。この整備計画につきましてはできる限り計画的な管理をしていただくというところがございますけれども、ここにあります都道府県の基本方針、農用地の確保に関する事項等を定めております基本方針、それから、農業振興地域、またはおおむね5年ごとに実施いたします基礎調査、これは農業の情勢とか地域の状況を見ながら調査を行いまして、その結果に基づきということになります。あとは経済事情の変動等によりまして変更が必要と判断した場合には、遅滞なく計画を変更するという形になってございまして、2項のところのうち特に農用地等以外のもの、全体の整備計画を変更する中でそのうち農用地等以外のものにするための農用地区域の変更を行うには、次の5つの要件のすべてを満たした場合に限り行うことができるという仕組みになってございます。

こういった仕組みの中で今回いただいております陳述等を求めようとする事項、まず1番目でございますけれども、8条第4項ということでございます。整備計画の中で農用地利用計画、農用地区域なり農業上の用途を定めております農用地利用計画でございますけれども、これに関しましては、その策定・変更に当たりまして都道府県知事の協議・同意ということを要することとしております。そういった中で都道府県知事の裁量といったところがございますけれども、1つは農振整備計画は先ほど10条のところにございしましたが、都道府県の基本方針に適合して定めるということがございます。そういう意味では各都道府県におきます農用地の確保の方向といったところとの適合・整合を図るといったところが1点ございます。あとは11条のところ整備計画を定めるための手続が書いてございます。この手続に関しての確認ですね。それから、先ほどあった各種の変更なり策定に当たります基準、こういったものが適切に判断されているかどうかといったところを確認した上で同意する、不同意するという形になりますので、裁量という意味ではありますと、先ほどありました都道府県ごとに定めております基本方針との整合の部分は、各都道府県ごとに農業の情勢なり地域の状況が違いますので、そういった中で判断をしていただ

いているといったところでございます。

それから、もう1点、法第10条第3項についてでございますが、農用地の集団性が第1号に規定する規模以下になった場合の取り扱いということでございます。先ほど農用地区域に含めるべき土地ということで10条3項のところに位置づけがございましたけれども、現行では21年の法改正までは集団性要件を20ヘクタール以上としておりましたが、21年の法改正、特にそのときの法改正につきましては、農地がずっと減り続けているといった状況なり、農業内部の問題といたしましては耕作放棄地の発生という状況がございまして、優良な農地をこれ以上できる限り減らさないと、確保し有効利用していくというようなことで農地法等の改正が行われております。そういった中で、先ほどありましたように集団性の要件につきましても、20ヘクタール以上から10ヘクタール以上に変更をしたわけでございますけれども、この規模を下回った場合といったところでございます。

これについては、先ほどお話をいたさせていただきました10条3項のところに農用地区域に含めるべき土地のところに1号が、全国統一的に確保すべき、編入すべき土地になっているわけでございますが、この規模を下回った場合、これについての扱いとしては5号のところで判断していくということになります。ただし、農用地区域自体が先ほどありました各種の農業振興施策を計画的・効率的に実施していくということがございますので、したがって、直ちにとということではなくて、今後の農業の情勢なり農業振興施策の方向等を見た上で、判断していただくというような形でございますので、5号のところでそういった全体の農業の情勢なり土地の状況を見ながら、今後とも農業用地として確保すべき土地ではないという判断があった場合については、一定の変更は可能であるということになります。

それから、土地改良事業またはこれに準じる事業が行われた土地について、いつまで農用地区域に含めておく必要があるのかといったところでございます。先ほど9ページにございましたけれども、農用地区域に含めるべき土地の中の10条3項2号のところで、土地改良事業の受益地でございますね。これにつきましては具体的には施行規則第4条の3といったところで、その対象となる事業が書かれてございます。これは目的といたしましてはその事業の目的が農業の生産性の向上を図る目的で行われた事業につきまして、他の農地に比ばまして生産性の高い農業ができると、優良農地であるという判断のもとに含めるべき土地になってございます。もう1点は先ほどの施行規則4条の3第2項のところでございますけれども、国が直接実施したり補助等で実施するものでございまして、これは一

定の整備水準以上の水準の中で事業が行われたものにつきましては、生産性の高い農業生産ができる農地として整備されたものであるということでございます。これにつきましては、例えば農業用排水施設の整備によりまして収量を上げたところについては、その施設の適切な管理等を行いながら、生産性が向上された効用を確保していくということになりますので、そういった効用が確保されている状況の中で判断していくということになります。そういう意味では、各種施設につきましては適切な維持管理、場合によっては施設を更新しながらその効用を確保していくこととなりますので、その期間になると思います。

それから、もう1点、13条の関係でございますけれども、農用地利用計画の変更の部分でございます、農地以外のものにする場合以外についてはどこで判断するのかということでございます。基本的には先ほどありました10条3項に該当する農地については、3項の柱書きにもございますけれども、農用地区域に含めておかなければならない土地でございますので、そういった意味では、仮に農地のままでということになりますと、含めるべき土地の基準と整合がとれなくなるということになります。この基準に該当している土地についてはですね。仮に農地のままで変更をしようとしたときはどこで読むかという判断につきましては、農用地等以外のものにするを目的としておりませんので、13条第1項で判断されるということになります。ですから、例えば先ほどの10条3項5号で市町村が地域の農業振興のために特に必要だと判断して編入していたところについて、その編入する目的がなくなったというふうに判断した場合につきましては、この13条1項によって判断されて変更されていくということになります。

①につきましては以上でございます。

【農林水産省】 引き続き②のほうにつきまして、私、農林水産省農村振興局の農地資源課長の瀧戸と申しますが、手賀沼干拓事業の関係につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。座らせていただきます。

まず、手賀沼干拓土地改良事業が農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業であると判断する根拠は何かということでございますが、これにつきましては私どもの「国営手賀沼干拓土地改良事業変更計画概要書」を見てみますと、その中で「周辺耕地2,620ヘクタールの土地改良を行い、完全なる二毛作可能地にし」、途中を省きますが、「農業基盤の向上を図り、近代営農への転換を画するものである」として事業計画、事業の目的が定められているということで、この事業を排水条件の改良により農業生産の向上することを目的とする事業であるということが判断できるかと思っております。また、事業計画書の中

身を見てみますと、この事業の計画の中で米の増加生産量でございますとか、麦の増加生産といったようなものを見込んでいるということの中で、そういう農業生産性の向上ということをしちんと効果の中でも見ているということで、これ自体が農業生産性の向上を目的とする事業であるということが判断できるかと考えております。

次に、全体として農業生産性の向上を目的とする事業について、事業施行区域内の一部の地域について事業目的が防災事業であるということが考えられるかということの質問でございますが、今回のいろいろ議論のところにつきましては、いわゆる防災事業と、それから、通常の農業生産性の向上を目的とする事業、私どもで言いますとこのあたりの分類、通常のかんがい排水事業というものがございまして、そういったような部分であるかと思っております。特にこの中の議論としまして、その前提といたしまして例えば畑作物、麦とか大豆というものにつきましては、排水条件の悪いところでは非常に物が育ちにくいという議論がございます。ですから、排水を良くすることによりまして、そういう畑作物のできを良くするというを目的といたしまして、排水の改良を行うといったような事業をするということが通常であるということでございます。ですから、いわゆる全体として農業生産の向上を図るとするということで、事業の受益地、目的とする対象とするエリアを決めるということをやった場合におきまして、その一部のみにおいてそこが農業生産性の向上という意味の部分はなく、防災の目的のみになってしまうということは基本的に非常に考えにくいのかなと。

全体として排水をよくしていけば、そのエリアにおいては通常の状態においては作物のできはよくなっていくと考えられますので、そういういわゆる農業生産性の向上が、防災目的のところの一部においては、全然ないといったようなことというのは非常に考えにくいことかと思っておりますし、私ども内部で少し私が調べる限りにおきまして、そういったような事業というものは、国営の土地改良事業についてはないと考えております。この手賀沼干拓の土地改良事業の変更計画概要書、変更計画書の中で確認を行いました、この事業にとってみてもそういった一部についてのみ防災といったような記述はないところでございます。ちなみに防災事業といった場合は、例えば通常考えないような大雨が降ったような場合について、それで全体が漬かってしまって、ふだんの年であれば期待できた収穫等がとれなくなってしまうということが考えられますので、そういったようなことを防止するための事業というふうなことで実施すると。先ほどのかんがい排水事業ということについては、通常、排水をよくしていくといったようなことの中で、毎年、毎年、採れ

る採れ高を上げていくというふうな考え方があるところでございます。

それから、次に当初は農業生産性の向上を目的とした事業でも、途中で目的が変更され事業目的が防災事業になるということは考えられるかというご質問でございますが、これも今申しあげましたように、通常、農業生産性の向上を目的としているということは、例えば用水、水を畑作物にかけることによって干ばつを防ぐとか、今ほどのように排水をよくすることによって畑作物なり米のできをよくしていくという事業をやるわけでございますから、それにそういう例えば10年に一度、30年に一度の大雨でそこら中が全部漬かってしまって、何もとれなくなってしまうようなことを防ぐような事業をやるということの場合というのも、後で追加したり、もともとそういう事業の目的もあわせて行うということも考えられますが、そういう事業を例えば後ほどで追加するということがあったとしても、例えばそれによってもともと目的としていたそういう農業生産性の向上というふうなところの部分がなくなってしまうということは、これも非常に考えにくいと考えているところでございます。

これについても、先ほど申しあげましたように、ですから、手賀沼の干拓事業につきましては防災事業というものは入っていないということもございまして、そういう中ではなかなかそういうことは非常にありにくいのかなと思っております。目的の変更ということが一般論としてないかといえ、あり得る可能性はございますけれども、今ほど申しあげましたようにもともとそういう排水を改良して農業生産性の向上をするような事業において、通常、防災ということで排水をよくするというのであれば、さらに例えばいわゆるかんがい排水事業で畑作物のできをよくするとか、米のできをよくするとかいうことで常時の排水をよくするような目的でつける排水ポンプに加えて、さらに大雨が降ったときに対応して大きなポンプをつけいくということが、通常、考えられる世界でございますから、そのときにまさに大は小を兼ねるでございまして、大きなポンプをつける中において、もともと目的としていた部分が全然なくなってしまうということは非常に考えにくいということでございます。

それから、4番目でございますが、当該干拓事業の計画変更について地権者の同意は必要であったかということでございます。土地改良事業の計画変更、事業を実施する際でも同様でございますが、まずこれは地元の農家の方から同意をいただくという手続をとっております。この同意の対象者は土地改良法の第3条に定めておきまして、事業の参加資格者ということで通常はその農地を持っておられる所有者もしくは耕作者ということにな

っております。それは土地改良法自体はもともと昭和24年、いわゆる戦後の農地解放の後にできているということの中で、耕作者主義ということで基本的にはその土地を実際に農業をやっておられる方、土地を持って人に貸している人の同意を得るというよりも、そこで農業を営んでおられる方から同意をいただくということを基本にしているところでございます。

ですから、通常はそこでの例えば借りて農業をやられている方であっても、その方から同意をいただくということが普通でございますが、一般論で申しますと通常は今は農地を持っておられる方と耕作をされている方というのは、大体一致をしている場合がこれまでは多うございましたので、その辺で大きな違いはないかと思えますけれども、その中でもう一つは例えば耕作者はおられるけれども、所有者の方のほうが自分がこの土地改良法の同意の3条の資格者になりたいといったようなことをする場合には、農業委員会が承認をするという形の中で、所有者か3条資格者になるといった場合もあるところでございます。ただ、その事業の農地につきましては、いずれの方が例えば耕作者であろうが所有者であろうが、そこにおいて3条資格者ということで同意をされれば、その農地については当然その事業の計画の内容に拘束をされるということになるわけでございまして、それはどちらか片方の同意がいただければ、その中でその事業をやり、その事業を実施するのに必要な負担金なり、その事業で例えばできましたポンプの運転経費等をいただくということについても、強制的に行うことが可能になるということでございます。

それから、また土地改良法の規定につきましては、基本的に全員の同意を得るということを必要としておりませんで、全体で事業に参加されている方の3分の2の同意をいただければ、残りの3分の1の方につきましては同意をしなくても、つまりその方がノーと言われてもその方の土地も含めて事業を実施して、その事業の範囲の中に含めてよいということになっているところでございます。

その次に、同意が必要でない程度の変更ということで、当初の同意が有効であると考えてもよいかということでございますが、例えば事業計画の変更という手続が、国営土地改良事業の場合は土地改良法の87条の3のほうに規定をされておりますが、その中でいわゆる重要な部分の変更する場合にはこういった手続をとるということで、今ほど申しました土地改良法3条に定める資格者の同意をとるということが必要になっているところでございますが、そういう重要でない変更、軽微な変更につきましては基本的に必要がないということにはなっているところでございます。軽微な変更と申しますのは、例えば事業費

で物価変動を除いたところの10%以内の変更でございますとか、主要な工事計画以外の変更、主要な工事計画というのは例えばその中に入っているところの排水ポンプでございますとか、取水ポンプでございますとか、大きな水路の位置とか、そういったような計画の変更といったようなものがないもの、それから、受益面積の増減ということで、もとの計画の10%以上の増減がないようなもの、こういったようなものについては関係のいわゆる3条資格者の同意というものが、同意が必要ないというか、そういう事業計画変更の手続をとる必要はないというふうな形になっているところでございます。

ただ、ちなみにこの宇賀沼の土地改良事業の計画変更という形については、同意をきちんととってやられているということかと思ひまして、それ以外に軽微な変更ということをやられたような形跡はないのではないかと考えているところでございますし、例えば今ほど申しましたような防災機能の追加みたいなこととなりますと、やはりポンプの追加とか、そういったようなことというのが必ず出てくると私ども考えておりますので、そういうことであれば、当然、同意等が必要になってくる状況にもなると思われておひまして、そういうこと等からしてそういうような状況は、この中では起きていないのではないかと考えているところでございます。

以上です。

【宇賀代表】 ありがとうございます。

それでは、委員の方からご質問等ございますでしょうか。

【大橋委員】 済みません、農振法の仕組みについてちょっとお聞きしたいんですけども、例えば集团的農用地ということで一定規模以上のところを保全するという1号と、基盤整備事業が行われた2号というのがございますね、基準が。それぞれの基準は独立のものと考えてよろしいんですか。一定規模以上あればかけるし、事業が行われていればかけるし、一定規模以上で事業が行われればもちろんかけるという、そういう理解で。

【農林水産省】 そうですね、独立したものになりますので、実態的には集团的農用地というところについては、かなりの部分こういった土地改良事業で生産性向上するための事業というのが入っていると思ひますけれども、ここの判断としては仮に土地改良事業が入っていない集团的農地であっても、1号のみで含めるべき土地として判断してございます。

【大橋委員】 そうすると、例えば2号も含めたという、そういう土地については、1号の要件が外れたからといって除外するということではできないこととなりますね。

【農林水産省】 そうでございます、はい。

【大橋委員】 それで、例えば一定規模の集团的農用地なんですけど、これ一定規模を割ったら、つまり、ヘクタール要件で割ったら、自動的に農用地から外れるという、そういう理解でよろしいんですか。

【農林水産省】 2号にかかわらない土地改良事業がされていないところで……。

【大橋委員】 されていない場合です。

【農林水産省】 例えば10ヘクタールを割ってしまったといったところにつきましては、この最初の1号・2号の全国統一的に含めるべき土地としている基準からは外れますので、そうなる、今度、その判断としては市町村で5号のところで、その地域について今後確保していく必要があるかどうか、農業振興のために必要かどうかという判断をした上で、そういう判断のもとにここはそれに当たらないといったときには外すことは可能でございます。

【大橋委員】 ああ、そうですか。

【農林水産省】 ただ、農用地区域については各種の農業施策、基盤整備もそうですし、近代化施設の受益も含めて、そういった各種の施策が行われる区域でもございますので、面積を割ったからといってすぐ外してしまうと、そこで各種施策を行うことが可能であった土地から、そうでない土地になってしまいますので、そういった状況も踏まえながら、今後のことを検討していただいて判断していただいているというところでございます。

【大橋委員】 ちょっと条文を見た感じで、この1号のところの要件外れたら、今度、この5号のほうに行くというのがなかなか読みにくい。

【農林水産省】 そういうことですね。

【大橋委員】 読みにくいものですから、解説書とか読むとそういうふう書いてあるので、確認とお聞きしているんです。それで、そうだとすると、1号で簡単には外れなくて5号のところ審査というか、検討が入るわけで、そこで市町村が「いや、ここは農用地として私ども残します」という判断をすれば、そのまま残っていく形になると思うんですけども。

【農林水産省】 そうです、はい。

【大橋委員】 それでも市町村が判断して「いや、ここはもう農用地としては残すには値しません」という判断を下されて、それで除外したいということで出てきたら、知事さんのほうが「いや、これはやっぱりもろもろ考えたらやっぱり残すべきじゃないですか」

とって不同意ということってあり得るんですか、この仕組みの中で。

【農林水産省】 この基準のみによってそれを判断することはないです。ただ、先ほどありました都道府県の基本方針との適合というところがございまして、そこは協議の中で双方で調整していただいて、できる限り適合・整合が図られるようにしていただくという仕組みでございますので、そこを判断した上で対応していただいているといったところはございますが、この要件を判断する中で、今おっしゃられたように5号に該当し、市町村がもうここは農用地として確保すべき土地じゃないよと判断した段階で、これは外す方向の整理することは可能でありますので、その辺を調整をしていただく上で判断していただければと思っております。

【大橋委員】 そうすると、やっぱり知事としてこれは不同意出すとすれば、先ほど言われた県の出している指針とかとの関連……。

【農林水産省】 基本方針ですね。

【大橋委員】 基本方針との関連で判断する。

【農林水産省】 はい、はい。

【大橋委員】 ただ、基本方針というのはちょっと内容的にはかなり漠としているといえますか、さっきの10ヘクタールとかいうものと比べると、基準として不明確のような気がするんですけども、それに基づいての不同意というのは考えられることなんですか。

【農林水産省】 ですから、基本方針との適合といいますのは、例えばここだけで判断するのではなくて、市町村全体から見ますと例えば1号・2号に該当しているような農地があった場合に、そこが何らかの理由で農用地区域に入っていない状況がもしあったとすれば、そういったところは含めていただくように検討していただくとか、例えば耕作放棄地が一部あるとすれば、その耕作放棄地に対して一定の施策を行って農地として確保していただくとか、そういった全体の調整をした上で整合を図るということになりますので、このみで判断されるものではないということになります。

【高橋委員】 今の点ちょっといいですか。

【宇賀代表】 はい、どうぞ。

【高橋委員】 外す場合のことで考えると、知事の同意・不同意を判断する場合に基本方針との整合性で見るとおっしゃったですね。その基本方針は、ただ、図面に正確に落としているようなものではなくて、おそらく文書と、あるいは、あっても図面でもかなり大ざっぱな図面だと推測するんですけども、具体的に、じゃ、ここを外されては困ると

いうふうに知事が判断する場合のその根拠というのは、どういうふうに……。

【農林水産省】　　ですから……。

【高橋委員】　　つまり基本方針と合致しているか、合致していないかということが一義的に出てくるのかどうかという。

【農林水産省】　　そういうことですね。

【高橋委員】　　ええ。

【農林水産省】　　除外という、要はこの1号・2号に該当しない農地を除外することについて、言ってみれば5号のところでも市町村が「農業振興上必要ないよ」といったところを、例えば都道府県が「いや、そこは入れておくように」と、こういう判断のもとに不同意するということはないと思うんです。適合というのはあくまでもそれ以外の、本来、法に基づいてやるべき例えば編入すべきところが編入されてないとか、そういったところを見ながら対応するということになっております。

【大橋委員】　　今度は2号のほうでちょっとお聞きしたいんですけども、基盤事業が行われたというこの土地ですね。ここはそれだけの公共投資がされている土地なので、なるべく残すような形でというように考えていると思われるんですけども、この2号の該当の土地について例えば時間の経過の中でだんだん受益性に変化が出てきたとか、そのところの状況が変化してきたとかいうようなことで、事業地としてはもはや、何というか、存在しなくなったというような形で見て、13条1項で変更するというようなことは可能なんですか。そういう建前にこの法律は立ってなくて、事業で行われたものについてはやはり2項のほうできちんと変更要件を満たしていることを言って、例えば5号にあるような8年とかいう政令基準を満たしているというところで外してくださいという、そういう整理をしているのか、そこはいかがですか。

【農林水産省】　　そうです。おっしゃられましたとおり、10条2号につきましては国の直轄とか補助事業でやったところございまして、例えば農業用排水施設の受益地であった場合に、その農業用排水施設の事業といいますのは管理も含めた事業でございまして、例えば一定の期間過ぎまして施設の機能が低下してきたということであれば、通常では管理の中で低下が起きないように適切に管理を行っていく、または老朽化等によって必要な場合には更新をしていくということで、もともとあった事業といいますか、施設の機能を維持する形で対応していかれますので、そういった意味では一たん整備をしたところの受益に対して、一定の効果というのが持続されていると。そういう持続されている期間

につきましては、この2号に該当してくるということになると思います。

【大橋委員】 この2号該当地の変更というのは、13条2項でやるというのが一般的ですか。

【農林水産省】 そうですね、含めるべき土地の中に存在しているということですので、一般的には他の利用をするといったときに、そういった周辺の農地への影響がないということ等を見ながら判断されるということでございます。

【大橋委員】 この13条2項で変更する場合に、すべての要件満たさないといけませんよという非常に厳しい縛りがかかっている、その5号のところを見ますと、こういう事業が行われたときでも政令の基準だと工事完了から8年で足りるのですか。

【農林水産省】 はい。

【大橋委員】 これが終わると変更できることになっているんですけども、この8年という数字というのは、営々としてやってきた事業のわりには、何か随分あっさり短いような気もするんです。

【農林水産省】 これはですね、国費を投資したところでございます。一方で国費を投資したところについて、未来永劫、除外をさせないとなると、地域全体の土地利用の実現なり現実的な対応ができないというところもございまして、その投資された国費なりに対しての効用とその他の利用との関係も考慮して8年と、これは適化法等による補助金返還の期間といえますか、一定の期間に転用されたら、補助金を返還していただきますよという期間の8年になってございます。

【大橋委員】 そうですか。

【農林水産省】 はい、ですから、そういった意味では国費なりを投資した効用を、その間は少なくとも確保してくださいねということでございます。それ以外の4つの要件をすべて満たした状態で8年を経過したときには、その周辺の農地への影響というのは軽微であるという判断がされた上で、やむを得ないという判断をしていきますので、その段階になったときには一定の除外を認めていく、要は他の利用との調整の中で認めていくということになっております。

【高橋委員】 いいですか。

【宇賀代表】 はい、どうぞ。

【高橋委員】 これはむしろ土地改良事業のほうにかかわるのですが、農振法の規則の4条の3です。初歩的な質問になるかと思うのですが、4条の3の2号の「次のいずれか

に該当する事業であること」で国が行う事業ってありますよね、あるいは、国が直接・間接に経費の全部・一部につき補助を行う事業、今回の場合は2号のほうには当たらないと考えるとよろしいのですか。

【農林水産省】 当たります。2号のイに当たります。

【高橋委員】 2号のイ？

【農林水産省】 ええ、国が行う事業。

【高橋委員】 そうすると、1号には該当しないわけですか？

【農林水産省】 1号と2号は両方です。

【高橋委員】 両方ですね、両方を満たす必要がありますね。

【農林水産省】 はい。

【高橋委員】 はい、わかりました。

【農林水産省】 ちなみに1号のイの部分ですね、この用水・排水の改良というところにつきましては。

【高橋委員】 はい、結構です。

【宇賀代表】 よろしいですか。

【高橋委員】 ちょっと聞き取りにくかったところもあるので重ねてのお答えになるかと思うのですが、2番目のお答えのところ、全体として農業の生産性の向上を目的とする事業の場合に、事業区域の一部についてだけ防災目的事業ということは考えにくいとおっしゃったのですが、制度上はあり得るのか。実際にはほとんどないというお答えだと考えていいと思うのですけれども、制度上はそういうのは可能なのですか。

【農林水産省】 土地改良法制度という世界、私、法律のほうではございませんのでなかなかあれではございますが、法制度という中で机上の概念としてはあり得る可能性があるかと思いますが、事業を実際にそこで適用してやるということで考えますと、それを現実のものとして実際そういったような事業をやるということはまずあり得ない。つまり農業生産性の向上ということを目指しているところの中で、一部エリアだけが防災事業しかないみたいな、そんな部分というのは非常に考えにくいのかなと思っております。

【高橋委員】 防災事業の典型例というのはさっきおっしゃったように、突然の大雨で。

【農林水産省】 通常とれていた毎年とれているような作物の収量がとれなくなってしまうと、そういう災害によりですね、それを防止するという観点で事業をやるということかと思いますが。ちなみに先ほどちょっと一番最後のところで一番肝心なことを申し上げており

ませんで、この地区については受益面積の大幅な変更、それから、用・排水計画の変更、基礎となる部分の変更なり施設の変更、それから、事業費の変更ということをいずれもやっております、それが先ほどの10%を上回っておりますので、計画変更を要する、同意を必要とするような計画変更を要するような事業であったということで、それで変更を同意をいただいてやっているということでございます。

【高橋委員】 最後の点も伺いたかったところなのですが、本件の方は昭和38年に計画変更をしていますよね、つまり当初は用水と排水の双方受益だったのが、揚水施設の一部の建設をやめて、すなわち排水のみの受益地も含めて土地改良を行うというふうに目的を変更していますね。そのことが今おっしゃった10%以上の変更ということの意味ですか。

【農林水産省】 この変更はですね、今、私が申しております変更計画のほうは、昭和38年になるのでしょうか。済みません、ちょっと、今、手元に資料が……。

【高橋委員】 38年11月の計画変更概要書ですよ。

【農林水産省】 そうですね、はい、このときのことです……。

【高橋委員】 わかりました。時系列的にはその前になるのですが、昭和33年に存在している計画概要書というのが本件の場合にはあって、それと、その38年の概要書の内容の記載に若干違いがあって、33年の段階では用水と排水の双方の受益治水を目的とした土地改良事業だったんですけれども、38年の計画変更で揚水機の建設を一部取りやめて、そして、計画の目的も用水と排水の双方の受益だけじゃなくて、用水・排水受益地プラス排水のみ受益地ということに変更したんですよ。その変更が先ほどおっしゃった同意を要する変更で、当たるのかどうかということを伺いたいです。

【農林水産省】 33年のときにまず用水だったのを排水を追加したということでございますね。

【高橋委員】 33年の段階では用水と排水の双方受益の土地改良ということだったのです。

【農林水産省】 だから、そのときに1回計画変更をやって、さらに多分38年のときにその排水の受益の部分についてさらに大きな区域の追加なり、施設の増強といったようなことをやっているかと思いますが、もとに戻って33年の時点において排水の受益を追加したとすれば、当然、その時点において、これは今ちょっと手元に資料等はないので、私の推測ということでお答えさせて……。

【高橋委員】 33年の段階では排水のみ受益地は追加してないのです。追加したのは38年の段階です。

【農林水産省】 ああ、はあ。

【高橋委員】 33年の段階では用水……。

【農林水産省】 はい、38年のときに排水を追加すれば、当然、その中で排水のポンプとか、そういったようなものを別途つけ加えておりますし、それによって費用も増加しておりますから、当然、そこで計画変更が必要になっているということかと思いますが。

【高橋委員】 おそらく我孫子の方から後でまたご質問されると思うので、私たちはこの点はこれで結構です。

【農林水産省】 はい。

【高橋委員】 それから、もう1点、87条の3の変更に当たる場合ということで幾つかおっしゃいましたね。1つは、よく聞き取れなかったのですが、主要な工事計画の変更ってありましたよね。

【農林水産省】 はい。

【高橋委員】 それから、もう一つ、10%以上とおっしゃったのは、何の10%ですか？

【農林水産省】 事業の費用の10%以上です。

【高橋委員】 費用ですか。

【農林水産省】 はい。

【高橋委員】 この増減がある場合？

【農林水産省】 はい、事業費で主要工事計画に係るもののうちですね、ああ、失礼しました。事業費で物価とか労賃の変動による部分を除いた事業費の10%以上の変動のある場合ということになっております。それから、受益面積の変更につきましては……。

そうですね、10%ですね。それから、主要工事計画の変更ということ。

【高橋委員】 受益面積も10%？

【農林水産省】 10%です。

【宇賀代表】 一般論としてなんですけれども、賦課金を負担している農用地について、災害防止を目的とする事業の受益地というふうに解することは可能なんでしょうか。

【農林水産省】 はい、済みません？もう一度お願いします。

【宇賀代表】 一般論として、賦課金を負担している農用地につきまして災害防止を目

的とする事業の受益地ということはあるかと解してよろしいでしょうか。

【農林水産省】 負担しているからそこが災害の防止を目的とする事業の受益地であるというところがイコールかという、なかなかそこは難しいかとは思いますが。逆に言えば、そのこのところのある事業をやっていて、その受益を受けているということをもって賦課金をお支払いしていただいているということであって、そのこの事業の受益のもとになるものが防災であるか、かんがい排水事業であるかということは、賦課金を払っていることのみをもってはなかなかわからない、もとの事業をたどってみないとわからないということかと思えます。

【宇賀代表】 よろしいですか。

【大橋委員】 済みません、農振法にもう一回戻ってしまうんですけども、13条1項での変更というのは具体的にどんなものが、今、実務的にあるんですか。

【農林水産省】 13条1項の変更といいますと……。

【大橋委員】 はい、代表例です。

【農林水産省】 農振整備計画は実質的には農用地区域を定める農用地利用計画とマスタープラン、各種施策の事項に関するところがございまして、ですから、その全体の中で例えばマスタープラン部分の変更というのもあり得るわけですね。また、例えば農用地利用計画、農用地区域の関係につきましても、先ほどありました10条3項5号のところ、もう今後とも農用地として確保する必要がないと判断したところとか、そういった場合は特に農用地以外のものにするを目的としておりませんので13条1項によることになります。

ただ、この変更する場面につきましては、先ほど変更について13条1項のところ、幾つか基本方針の変更とか、農振地域とか、基礎調査とかありましたけれども、そういった全体を変更として判断するときには、少なくとも基礎調査等を行って地域の農業の情勢を今後どうしていくかということ踏まえて、変更していただくということ、原則としてお願いしているところでもありますけれども。

【宇賀代表】 よろしいですか。

それでは、両当事者から質問等があれば伺いたいと思います。発言される際には私の許可を得た上で発言してください。

まず、我孫子市から何かご質問等はございますでしょうか。

【我孫子市】 よろしいですか。

【宇賀代表】 はい。

【我孫子市】 代理人の徳本でございます。

先ほど高橋委員のほうからもお話しありました件を先にちょっとご質問させていただきたいんですが、県のほうから国に対して今回の根戸新田地区を農用地区域に設定するに当たって、国営干拓事業がどういう事業の目的かということで判断を求める照会をされて、それで、関東農政局のほうから回答をされている。これは今回審査の乙11号証でも出されているものなんですが、その回答の中を見させていただいた中では、この「昭和38年の事業計画明細書には以下のように記載されていますので」という、38年の計画明細書をもとにご判断をされていたと見受けられます。

その中では2点書いてあって、1点は事業の目的によって沼周辺の湛水被害をなくすこととされており、湛水被害防止による作物の増収が見込まれることと、非常に単純に湛水被害をなくすこととされているから、湛水被害防止により作物増収が見込まれている、認められることというふうに結びつけられる判断の仕方というのがわからないので、その辺ちょっとご説明をいただければありがたい。

それから、もう一つ、事業の目的において完全なる二毛作可能地に治水・利水両面の整備により農業基盤の向上を図り、近代営農への転換を画するとされており、排水条件の改良により土地利用率が向上し、作物の作付面積の増加が見込まれることと判断される。治水・利水両面の整備によってこういう目的が達せられて、根戸新田について見れば排水事業だけになっちゃっていたわけなんですけれども、そういうところも矛盾があるのかなと思うにもかかわらず、最後は「農業の生産性を向上することを直接の目的とする事業である」と結論づけられる。この辺の考え方をちょっと補足して説明していただければありがたいんですが。

【農林水産省】 まず、いわゆる湛水の防止ということになると、もう作物の増収は考えられるというふうなところのご議論かと思いますが、私ども一般的に事業計画を考える際に、例えば地下水、畑作物等の場合につきましては、そこでの通常のとれる収量と、それから、いろいろな例えば農業試験場等の実験のデータ等によりまして、水が1年、物をつくっている間に何日漬かるとどれだけ減収がすると。例えば水稻だと3日間水に漬かってしまいますと何%減収になるとか、それから、例えば麦とか大豆につきましては同様な形で、そういう湛水と減収等の関係といったようなものについて、そういうデータ等をとってまいりまして、その結果によってそういう湛水被害を防ぐと、これまでの生産量として

はこの程度であったものが、例えば計画でいきますと、この当時は石で出ていましたけれども、米だと5石とか、麦だと12石の増産が見込めるというふうなこと、そういったようなデータのほうから整理をいたしておりまして、それで効果、つまり事業をやるかやれないかということ判断するための根拠にしているわけでございますので、そういうのが事業計画の中にありまして、それをもって湛水を防止することによって作物の増加等を図っているというふうに、一番頭の目的の中にはそういうふうにまとめて書いてあるということでございます。

それから、排水の受益のみというところがあったり、用・排水をよくしてということの中で、全面的な二毛作をといるところではございますが、例えばもともと水がある程度確保できるような場所等があつて、排水の条件だけが悪いといったような場所、もしくは排水の条件は非常によい、例えば農地が非常に高い場所にあつて排水の条件はよいけれども、水がなかなか確保できないといったような場所もあります。逆に繰り返しになりますが、非常に低い場所にあつて水はわりあい周りにあつて、干ばつのときなんかでも水はかけられるけれども、常時排水の条件が悪くて、すぐに雨が降れば漬かってしまうような場所があるといったようなことがありますので、そういったような改良する場合については、全体の受益の中で排水のみを改良する場所、用水のみを改良をする場所ということはありません。これは土地改良事業の中ではよくあるものでございまして、それらを含めて全体のエリアとしてはかんがい及び排水をやることによって、農業生産の向上を図るという言い方をしているところでございます。

**【我孫子市】** よろしいでしょうか。先ほどちょっと畑作について強調されていましたが、ここは根戸新田で水田のところは受益なんです、同じ考え方ですか。

**【農林水産省】** ここでは二毛作と、特に水田ということでも同様でございまして、水田自体も先ほど申しましたように、例えば水位が上まで漬かってしまう日が続けば、減収をしていくということもございまして、それから、土地利用の土地利用率を上げるという考え方の中で、これは二毛作ということで夏場は米をつくり、冬場は麦をつくるというふうな考え方をしておりますので、冬場はきちんと麦をつくれるようにするということが、それは水位を下げ、地下水位を下げるというか、農地からの排水をよくすることが、これは非常に重要な条件になってくるということでございます。ですから、水田において裏作として麦をつくるということは念頭にあるかと思っております。

**【我孫子市】** ただいまのお話、根戸新田の地元の方のいろんな陳述やお声を聞いてい

る中と、実態がその後の効用が違うので、そこはちょっとご指摘だけしておきますが、先ほど高橋委員のほうからお話しがあった昭和33年の事業概要書を見ると、根戸新田地区についてみると用水・排水両方の受益を受ける。その地区も揚水機場をつけることになっていたんですが、その後38年の計画変更ではその揚水機場の計画がなくなって、そこはもう排水受益のみだけになっているんですね。この考え方というのは今おっしゃったかんがい排水でまたそこを生産性を上げるために、用水のみの場合でもあるし、排水のみの場合もあるという話もあるんですけども、実際は、今、地元の農家の方々は揚水施設が整備されてなくて、自分たちでポンプを設置して、自分たちの費用で用水確保して、排水といたら排水と言えるほどのことは事実上ないと思われまじけれども、そういう受益だとされている。すると、矛盾があるかと思うんですが、いかがでしょうか。

**【農林水産省】** 今時点でどうかということとはまたこれは別に議論かと思えますけれども、その時点において用水的に他の地域に比べて著しく不足がなかったというふうなことも1つの判断として、全体の事業費、どうしても日本全国でいろいろな事業をやっておりますので、一定の地域でのみいっぱいお金をかけるわけにもいかないとすれば、全体の事業の増嵩を防ぐという、増数を防ぐということの中で、ある程度省略できるような施設については少し省略をして、この38年の計画変更においても相当大幅な事業費の増嵩というのがあったようでございますので、そういうことの中でできるだけ全体として安い費用にしようという考え方というのはあったのかなと思っております。

それから、その上において排水の施設そのものが目の前になくても、手賀沼自体の水位を調整することによって全体その周辺の農地に対する湛水の被害の防止とか、地下水をコントロールして水面の水位が下がれば周りの農地の地下水位も下がってまいりますので、そういうような中で作物のできをよくするという考え方というものは十分考えられます。それから、その後、長い年月を経る中で、例えばつくるものとかいったようなものが当時とは大分変わってくる中で、今時点でそういった新たなものをつくるということの中に対する水が足りないという議論は、これはあることは否定はできないかとは思っておりますが。

**【我孫子市】** 先ほど事業計画変更で施設の増強があったのではないかというお話でしたけれども、それは根戸新田地区の受益との関係でも施設の増強があったと考えられるのでしょうか。

**【農林水産省】** 済みません、ちょっとそこは、私、手元に資料がないので……。

【我孫子市】 済みません。

【農林水産省】 はっきりはわかりませんが、全体の対象の雨量等を大きくしておりますから、その中で手賀沼に対応する機場等についても、その大きくした対象雨量でできるようにしているので、この時点で排水での増強の効果というのは、このエリアにも当然及んでいると考えられると思います。

【我孫子市】 単純に施設、ここの手賀沼から……。済みません、よろしいですか。

手賀沼の水位を下げるというか、排水するために手賀排水機場をつくって利根川に排水しているんですが、その排水機場自体で見るとその施設能力は当初の計画以後変わってないと思われるんですが、その辺はどうですか。

【農林水産省】 済みません、ちょっとそこのデータのものを私は、手賀沼の排水……。よろしいですか、済みません。

手賀沼の排水機場自体はですね、基本的に能力自体は手元の資料では変わっていないことは確かでございますですね。

【我孫子市】 はい、済みません。農地防災事業との関係なんです、私たちは昭和13年とか、16年とか、非常に大きな雨のときに実際に根戸新田地区も被害があったということだとかお話を聞いていて、その通常収穫できる生産・収穫できるはずのものが、時々の大雨だとか台風・洪水によって何年か、十何年かに1回だとかいうことで被害をこうむると。そういうことを防止するということは、ほんとうここに計画書に書いてありますが、湛水を防止するためということで、農地防災の趣旨をそこから見てとれませんか。

【農林水産省】 当然そういった農地防災的なニュアンスも当然あるかと思っておりますが、事業のもとの計画の中においては、まずは生産性の向上を図るということで効果を見ておりますので、この事業計画自体としてはまずはそういうかんがい及び排水によって生産の作物の向上を図るという、通常の農業生産性の向上を図る事業ということで、位置づけられているものだと思っております。

【我孫子市】 前回の審査のときもちょっとご指摘をさせていただいたんですが、計画概要書にある排水受益地のみのところが、かなりな増収の計画で数字だけは出ている。実際にちょっと計算をしてみると非常にかなりな事実上かさ上げというか、数字になっていて、こういうものって国営の事業でそういう単純なというか、増収計画、こういう増収につながるからこそこういう事業をやるんだ、費用対効果も考えるんでしょうけれども、そういうことってあり得るのか。そのときに、県下全体での増収の状況だとかを、この我

孫子地区の増収との比べ方をしてちょっと比較もさせてもらいましたが、それもあえて増収がこれだけ進んだなというようなデータも見受けられないで、そういうようなことがもとにあってというか、そういうこともあって、増収がほんとうに計画の目的で、生産性向上が直接目的であったとほんとうに言えるのかというのはすごい疑問なんです、その辺どうでしょう。

【農林水産省】 数字について、何から申しましょうか。まず一般論として土地改良事業においてそういう生産性の向上を図るといったようなことを目的としている事業は非常に多うございます。その中でこの地区において例えば米ですと改良地ではヘクタール当たり5石、麦では12石の増産といったようなものを見ておきまして、その設定、もともと計画書に設定していた数字が妥当かどうかということは、今になってはちょっと私ども、今どうかということ自体を申し上げることはあれではございますが、通常は先ほど申しましたように、いろいろなその地域の県の農業試験場等のデータ等を見ながら、それから、周りの市町村の平均収量等を見ながら設定をするという形をしていて、それであまりめちゃくちゃな数字でそれを入れているということはないのではないかと考えております。

【宇賀代表】 よろしいでしょうか。

【我孫子市】 それから、ちょっとよろしいですか。今回の議論、今ちょっと出ないんですが、農水省と建設省の覚書の関係なんです、市街化区域の編入に係るルールの関係なんです、よろしいですか。

【農林水産省】 ええ。

【我孫子市】 今回、県からの答弁書をいただいている中で、昭和45年の市街化区域を設定する際に事務次官の通達はあるんですが、それとあわせて農地局長と建設省の土地局長が覚書を昭和40年8月21日に結んでいて、ここで既に市街地を形成している区域に含まれる農地については、この規定の適用がないものとするという扱いをされている。こうしたことで仮に国営干拓土地改良事業の受益地が市街化区域に編入される場合、この判断の基準というか、都市サイドで一方的にここはもう市街化区域に編入されるべきだと、市街地の形成が既にされているからここはもう市街化区域に編入していくと、これは農林漁業調整と関係なく切り離してできたものなんでしょうか。

【農林水産省】 まず43年に都市計画法ができたときから、現在は政令の8条というところがありますが、市街化区域、市街化区域というのは既成市街地ってもう既に市街地になっているところと、土地区画整理事業等で新たに市街地化していくといったところが、

市街化区域に入っていきわけでございますが、新たに市街地化していくところについての市街化区域の編入については、優良な集団農地その他の長期にわたって農用地として保全すべき土地は、原則として含めないという基準がございます。もう一つは、都市計画法2条にあります原則の中で農林漁業との調和といったところがございます。

これを基にして市街化区域への編入をするときには、都市計画法の23条第1項で農林水産大臣との協議をすることになってございます。市街化区域への編入に関する都市計画は都道府県が計画を定めて、その際に国土交通大臣に協議して同意を得るわけですが、その国土交通大臣が同意する前に農林水産大臣との協議をいたします。その協議をもって市街化区域への編入がここは妥当かどうかという調整を、先ほど政令8条の基準に基づいて行うという形になってございます。

**【我孫子市】**　　そういう編入をするときには、いずれにしても何らかの調整措置はとられるというのがルールだったと考えてよろしいですか。

**【農林水産省】**　　そうですね、はい。

**【我孫子市】**　　では、勝手に都市サイドで判断をしてということはありませんか。

**【農林水産省】**　　ありません。

**【我孫子市】**　　そうしたときに、農林業調整のルールといいますか、この土地について、そういう判断をするというか、既成市街地でそういう判断をしていく、ここは農地防災事業なのかって判断していく、もしくはそれ以外の生産性を向上するような一般的な事業として判断していく、これの農林調整をしていく上でのルールといいますか、都市計画サイドでは市街化区域編入することだとか含めて、都市決定をする際にその前段の土地計画基礎調査をやられて……。

**【農林水産省】**　　ああ、そうですね。

**【我孫子市】**　　その基礎調査をもとにして素案をつくったり作業に入って、それを受けて県なら県の農林サイドと協議・調整をされていって、ここが市街化区域に問題なく編入できます、ここは農林漁業調整が必要ですか、調整されるんでしょうけど、その辺のルールの全体をちょっと……。

**【農林水産省】**　　まずは先ほどのルールの根拠が都計法政令8条なんです。「原則として」とついているところがございます。それをもとにして農林漁業との調整措置に関する通達というのが、今ですと農村振興局長通知になっていますけれども、あと国交省のほうでも通達がございますが、その中でどういう調整をするかということが書かれています。

これは当時43年の新しい都計法ができたときから区域区分、市街化区域と市街化調整の区域区分といますけれども、区域区分に関します調整についてはその調整措置方針、当時は事務次官通達でありましたけど、に基づいて行うということです。

そのときの考え方としては、まずは集团的農地とか農業生産基盤の土地改良事業等の事業をやったところですね、こういったところは原則として含めないということにしてございまして、特例的に市街地がどう形成されていくか、例えば新しく駅ができて駅の周辺を市街地化する必要性があるかどうかという、一般的には駅ができれば市街地化していく、あとインターができた周辺については、一定の流通業務とかいう計画的な土地の利用というのがされていくということを考えて、都市計画サイドのそういった事情を考慮した形で調整を進めていくというのがありまして、ですから、原則があった上でそういう市街地の状況を考慮して、ここまでは市街地、市街化区域に編入することはやむを得ないねという判断をするという調整をしています。

これはなぜかという、区域区分によってそういう調整をすることで、個々の開発自体はその市街化区域の中でやっていただくと。それ以外のところは調整区域として、当然、調整区域は農業地域がございまして、それ以外のところは農業地域として保全して各種施策を効率的にやっていく。そういう意味で、区域区分の調整というものを進めていくところでありまして、仮に優良農地の部分であっても、その一部は今後の計画的な土地利用を図る上で必要な部分について調整の結果ですから、大臣同士の調整の結果、やむを得ないと判断したところで対応しているといった仕組みになっています。

**【宇賀代表】** きょうですね、こちらを12時に出る必要があります。私、大学の公務で戻らなければなりませんので、千葉県の方からのご質問の時間が全くなくなってしまうので、次に千葉県から何かご質問ございますでしょうか。

**【千葉県】** 千葉県農地課の寺内です。すぐ終わります。

農振法の関係で伺いたいんですけども、最初に知事の同意の関係で基本方針との整合性を見て判断するというご説明があった後に、委員から除外の件で「基本方針で不同意というのがあるんですか」というご質問があつて、それは「ない」というとのお答えだったと思うんです。

**【農林水産省】** ないというのではなくて、5号に対してのみで判断することはないということで、10条3項5号ですね、除外というところの要件に関して不同意とするなりということはないということでありまして、当然、基本方針はそれ以外の10条3項のと

ころの含めるべき土地の話とかもありますので、ですから、除外の部分だけを判断して対応するというのではないという意味でお答えさせていただいたんですけどね。

【千葉県】 そうしますと、同意基準というのが本件で問題になっているわけですが、知事は同意基準に基づいて、照らしてその除外相当かどうかを判断することになるわけですが、その場合、基本方針と同意基準との関係はどうなるのでしょうか。

【農林水産省】 基本方針、同意基準についてもまずはこの法律に基づく要件、それと整備計画自体が基本方針とも適合を求めていますので、ここの部分も判断されるわけですよ。ですから、その基本方針との適合というところの判断をどう解釈するかということだと思いますけれども、今、私が申したのは先ほど言った10条3項5号の部分について、仮に市町村がもう必要ないよと判断したことのみをもって、ここの要件というのはあくまでも市町村の判断の部分でありますので、そのみをもって同意・不同意を判断するものではないということを申させていただいたということなんですけれども、ですから、その適合というのはあくまでも全体の農用地の確保についての調整ですよ、基本方針と整備計画との整合というのは。ですから、農用地の確保がどのようにされているか、通常10条3項にかかわるような含めるべき土地で入っていないようなところは当然求めて整合をとっていき、それから、施策によって確保していくようなところも含めて調整をして、全体を含めて整合を図られたとすれば、そこは同意になりますしということを申し上げさせていただいたんです。

【千葉県】 昨年、本件で同意基準が設定・公表されてないという勧告が出まして、ご存じだと思いますけれども、それで、それまではその同意基準というのは基本方針に盛り込まれていたものですが、それが自治法に基づくものではないということで、改めて自治法に基づいて千葉県は設定をいたしました。今回の不同意についてもその同意基準に基づいて、照らして不同意としたわけでございまして、その点については？

【農林水産省】 そこは私が申しているのは法律上の判断として、どういう整理をするかということ申させていただいたものですから、今おっしゃられた同意基準に基づく公表されたもので、同意・不同意の判断というのは当然されていくべきだと私は思いますけど。

【千葉県】 結構です。

【宇賀代表】 千葉県のほうはほかによろしいですか。

予定より長くかかってしまいまして、大学の公務の関係でもうこれで終わりにしなければ

ばならないのですが、何か特に最後に委員のほうからございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、公開の審査はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。